



一般社団法人 山口県浄化槽協会

きれいな排水

快適生活

協会たより

vol.102

Summer 2026 | 令和8年8月 発行



photo: きららビーチ焼野(山陽小野田市)

目 次

□第52回通常総会

総会開催状況	1
会長あいさつ	3
祝 辞 山口県知事 村 岡 嗣 政	4
山口県合併処理浄化槽普及促進協議会会長 山口市長 伊 藤 和 貴	5
令和8年度事業計画	6
新役員の紹介	8

□協会の動き

浄化槽セミナーの開催	9
新事務所建設	9
業務日誌	10

□行政情報

浄化槽行政の動向について 山口県環境生活部廃棄物・リサイクル対策課	12
-----------------------------------	----

□法定検査実施状況

令和7年度法定検査実施状況の概要	13
法定検査実績（令和6年度、令和7年度 支部別）	14
令和7年度 法定検査実績（支部・市町別）	15
令和7年度 法定検査結果（支部別）	16

□浄化槽機能保証制度事業

□浄化槽関係情報

二酸化炭素排出抑制対策事業費補助金（浄化槽システムの脱炭素化推進事業）	18
全国浄化槽推進市町村協議会登録浄化槽一覧表	19

□お知らせ

令和8年度浄化槽管理士研修会のご案内	21
令和8年度第40回全国浄化槽技術研究集会のご案内	21
令和8年度各種講習会のご案内（日本環境整備教育センター主催）	22

□みんなの広場

投稿 周南市 環境生活部 環境政策課 田中 智也	24
川柳 あかまつ川柳会	25
俳句 西田 義秀	25

第 52 回 通常総会

総会開催状況

第52回通常総会が令和8年6月2日、山口市の防長苑にて開催されました。

司会の柴田裕介副会長の開会宣言で始まり、福島明則会長の挨拶の後、会長表彰の授与（西村聡史理事、服部和彦理事）、来賓のご祝辞及び祝電の披露が行われました。

その後議事に入り、西村聡史（ゼオン山口(株)）氏が議長に選出され、定款に基づく議事録署名人を選任した後、各議案について審議が行われました。

事務局から、議案として提示された令和7年度事業報告及び決算報告、公益目的支出計画実施報告書、令和8年度事業計画及び収支予算について説明し、すべての議案が異議なく承認されました。また、常勤役員の報酬及び役員の費用弁償、理事の辞職に伴う補欠の理事の選任が提案され、異議なく承認されました。

日 時 令和8年6月2日(火)

場 所 山口市熊野町 「防長苑」

出席会員 総数 118会員（正会員数135会員）

（内訳）本人出席数 33名

委任出席数 85名

議 事

- 第1号議案 令和7年度事業報告
- 第2号議案 令和7年度普及啓発事業会計決算報告
- 第3号議案 令和7年度法定検査事業会計決算報告
- 第4号議案 令和7年度浄化槽機能保証事業会計決算報告
- 第5号議案 令和7年度受託斡旋等事業会計決算報告
- 第6号議案 令和7年度法人会計決算報告
- 第7号議案 令和7年度公益目的支出計画実施報告書
～～ 会計監査報告 ～～
- 第8号議案 令和8年度事業計画
- 第9号議案 令和8年度収支予算
- 第10号議案 常勤役員の報酬及び役員の費用弁償
- 第11号議案 役員の選任



福島会長挨拶



山口県知事祝辞
山村山口県廃棄物・リサイクル対策課長
（代読）



山口県合併処理浄化槽
普及促進協議会長祝辞
與國山口市上下水道局業務課長（代読）

【祝電の披露】

全国浄化槽団体連合会会長	上田 勝朗
衆議院議員	林 芳正
衆議院議員	高村 正大
衆議院議員	岸 信千世
参議院議員	江島 潔
参議院議員	北村 経夫
山口県議会議長	柳居 俊学



会長表彰
左側から服部和彦理事、福島会長、西村聡史理事





会長あいさつ

会 長 福 島 明 則

総会の開会にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

本日ご臨席の皆様方におかれましては、業務繁忙の中、一般社団法人山口県浄化槽協会第52回通常総会のご出席を賜り、誠にありがとうございます。

数十年前であれば、高度経済成長期にもあって「伸ばそう下水道」とか「めざせ下水道普及率100%」とかが市町のスローガンとして、もてはやされ、財政の潤沢な市町では下水道建設の予算がつぎ込まれ、ここ山口県内においても、和木町は約100%、下松、周南なども90%超えという普及率となりました。

その後、特に近年、各地での災害に対する下水道の脆弱性、復旧に対する遅延、経年劣化に対する対策困難、イニシャルコスト、ランニングコストと使用者から頂く下水道料金とのミスマッチなどの問題が指摘され始め、ここにきて「浄化槽」が大きく見直され始め、今年3月19日に総務省、国交省、農林水産省、環境省の連名で、各都道府県市町村担当課に対し、「污水处理施設の整備や更新に当たっては、地域の特性等に応じ各種污水处理施設の中から最適なものを選択することが重要」で、検討・選択を行う際の参考資料として、「集合処理方式から個別処理方式への転換に関するQ & Aについて」の周知文が通知されました。

実際に、ある温泉施設では、浄化槽から下水道に切り替わったものの、料金が3倍に跳ね上がったと嘆いておられました。

対して、浄化槽は、大昔の腐敗タンク方式から全ばっ気、分離ばっ気、接触ばっ気、その後、旧

来のし尿のみを処理する単独処理浄化槽は製造、設置が廃止され、合併処理浄化槽へと切り替わり、窒素、リンなどの高度処理も進み、コンパクト化され、進化を続けております。

全国浄化槽団体連合会としても、山口県浄化槽協会としても、浄化槽の優位性を大いにアピールし、下水道計画の見直しや、単独処理浄化槽から小型合併処理浄化槽への切り替えを国、県、市町、住民にお願いするのですが、ここで問われるのは、製造、施工、維持管理、法定検査すべてにおいて正確さが求められるということです。これを協会員の皆様に強く認識していただかないと、いくら浄化槽の優位性をアピールしても社会に認められません。

行政からも使用者からも浄化槽で良かったと思ってもらうことが重要となります。

最後になりましたが、本日ご臨席の皆様方のますますのご健勝とご多幸をお祈り申し上げますとともに、皆々様の事業のご発展を心よりお祈り申し上げます。開会のご挨拶とさせていただきます。





祝 辞

山口県知事 **村 岡 嗣 政**

一般社団法人山口県浄化槽協会第52回通常総会の開催を心からお慶び申し上げます。

福島会長様をはじめ、協会の皆様には、平素から、浄化槽の適正管理を通じて、水環境の保全と公衆衛生の向上に御尽力いただいておりますことに対し、深く敬意を表しますとともに、厚くお礼申し上げます。

また、この度、永年の御功績により、栄えある表彰を受けられた皆様に、心からお祝いを申し上げます。

さて、近年、全国各地で自然災害が頻発化、激甚化しており、県民の生命と暮らしを災害から守るためには、過去の災害の教訓や最新の知見を踏まえ、本県の防災・減災対策や国土強靱化の取組を着実に推進していくことが重要です。

このため、私は、南海トラフ地震に係る被害想定を踏まえた津波等に対する早期避難体制の整備や、避難所の環境改善に資する資機材の充実を図るなど、災害に強い地域づくりを進めていくこととしています。

こうした中、浄化槽は、災害に強く、また被災

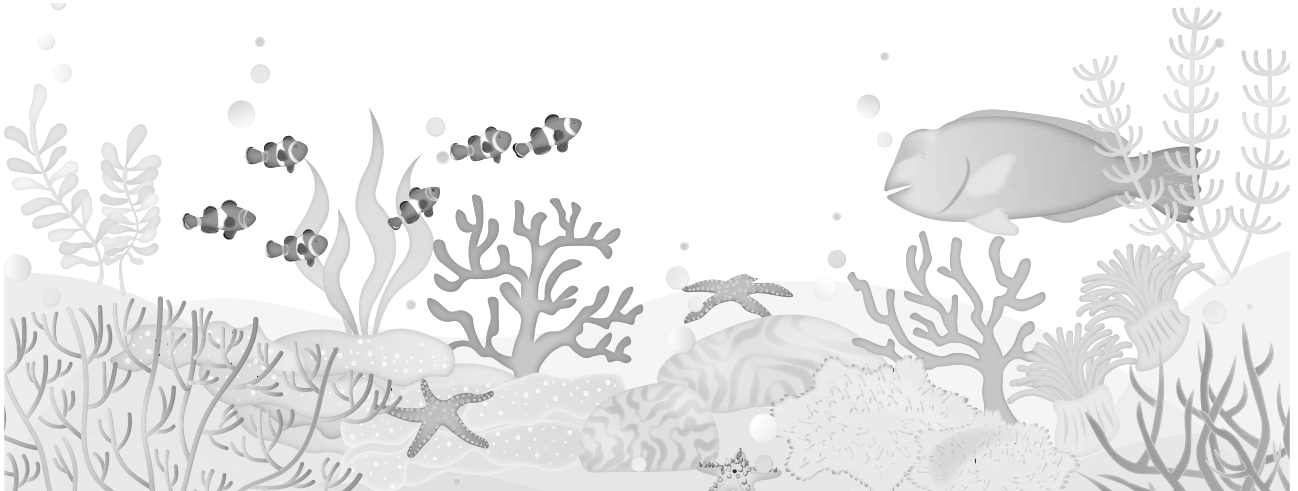
しても復旧が早いことから、公衆衛生の確保に向けて迅速かつ的確な対応が求められる災害時において、地域の対応力の強化に大きく貢献するものと認識しています。

とりわけ、貴協会の皆様におかれましては、災害時の浄化槽機能の回復を含め、設置から維持管理までを総合的に担われ、信頼性向上はもとより、県民の安定的な生活の確保や社会の安定維持に多大な御貢献をいただいているところです。

こうした皆様方のたゆまぬ努力は、県政推進の大きな力となっており、大変心強く思っています。

県といたしましても、引き続き、浄化槽の適切な維持管理を通じ、快適な生活環境の確保を図るため、協会の皆様や市町等と連携しながら、生活排水の適正処理や公衆衛生の維持・向上に取り組んでまいりますので、より一層の御理解と御協力を賜りますようお願いいたします。

結びに、山口県浄化槽協会の今後ますますの御発展と、皆様の御健勝、御活躍を心からお祈り申し上げます、お祝いの言葉といたします。





祝 辞

山口県合併処理浄化槽普及促進協議会

会長 山口市長 **伊 藤 和 貴**

一般社団法人山口県浄化槽協会第52回通常総会の開催を心からお慶び申し上げます。

平素より、福島協会長様をはじめ、協会会員の皆様方におかれましては、合併処理浄化槽に関する技術の向上や適正管理、普及・啓発活動を通じて、生活環境の改善や公衆衛生の向上、さらには美しい自然環境の保全に御尽力いただいておりますことに、深く敬意を表しますとともに、私ども山口県合併処理浄化槽普及促進協議会への多大なる御支援に対しまして、厚くお礼申し上げます。

また、この度、永年にわたる御功績により、栄えある表彰を受けられた皆様に、心からお祝いを申し上げます。誠にありがとうございます。

さて、山口県は、透明度が高く水質の良好な河川や溪谷を数多く有するなど、全国有数の豊かな水資源に恵まれております。

こうした貴重な水資源を守り、次世代へ確実に引き継いでいくためには、県全体として持続可能な污水处理システムを構築していくことが、極めて重要でございます。

合併処理浄化槽は、污水处理未普及地域における生活環境の保全や公衆衛生の向上において、その果たす役割はこれまで以上に重要なものとなっております。加えて、頻発する地震や豪雨などの災害発生時における緊急対応の観点から、耐災害性や早期復旧性が求められており、適正な維持管理や機能向上に対する期待が、ますます強くなっているところでございます。

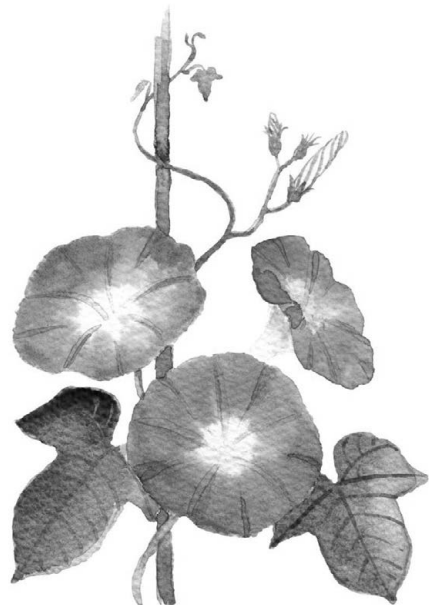
このような背景から、県内各自治体では、国の補助金を活用した設置補助事業により、合併処理

浄化槽の普及促進を図っている状況でございます。

その一方で、浄化槽の適正な機能維持には、法定点検をはじめとした適切な維持管理が不可欠でございます。浄化槽管理者への理解促進も重要な課題として取り組んでいるところでございます。

当協議会といたしましても、これまで以上に、協会の皆様方と連携いたしまして、合併処理浄化槽の積極的な普及促進と適正な維持管理の促進に努めて参りますので、引き続き、皆様方のより一層の御協力と御支援を賜りますようお願い申し上げます。

結びにあたり、山口県浄化槽協会のますますの御発展と、皆様方の御健勝と御活躍を心より祈念いたしまして、祝辞といたします。



令和 8 年度事業計画

自 令和 8 年 4 月 1 日

至 令和 9 年 3 月 31 日

1 協会の組織基盤の強化

- (1) 不断に業務・組織の見直しと経営の合理化・効率化、予算の効率的・計画的な執行・経費の節減に取り組み、役員、本部、支部が一体となって組織、経営基盤の強化を図る。
- (2) 各支部の会員、事務局による自発的な活動や取組を支援し、地域における会員・協会、関係機関相互の連携を強化する。
- (3) 協会及び支部の事業・運営についての意見・情報交換の場として支部長会議を開催する。
- (4) 支部間相互の支援態勢を確立し、緊急不測の事態への対応力を高める。

2 浄化槽法定検査事業

- (1) 経済性・効率性に優れ下水道と遜色のない生活排水処理能力を有する浄化槽が市町の生活排水処理計画において積極的に採用されるよう、行政や議会議員等関係者に働きかける。
- (2) 保守点検と法定検査の役割の違い、法定検査の意義・必要性について浄化槽管理者の理解を得るとともに、行政と連携を図りながら、受検率の向上と検査基数増大の取組を強力に展開する。
- (3) 浄化槽管理システムで整理された詳しい検査結果等の情報を行政機関に提供し、水質保全に向けた行政との情報共有を強める。行政が実施する浄化槽台帳の整備への協力を促進する。
- (4) 検査員・事務職員、本部事務局の連携を密にし、計画的・効率的に検査を行う。
- (5) 検査技術の研鑽・職員の資質向上のための研修会開催、研修派遣を行う。
- (6) 判定に対する関係機関、関係者の理解を深めるため、浄化槽法定検査判定マニュアルについての周知に取り組む。

3 浄化槽普及啓発の取組

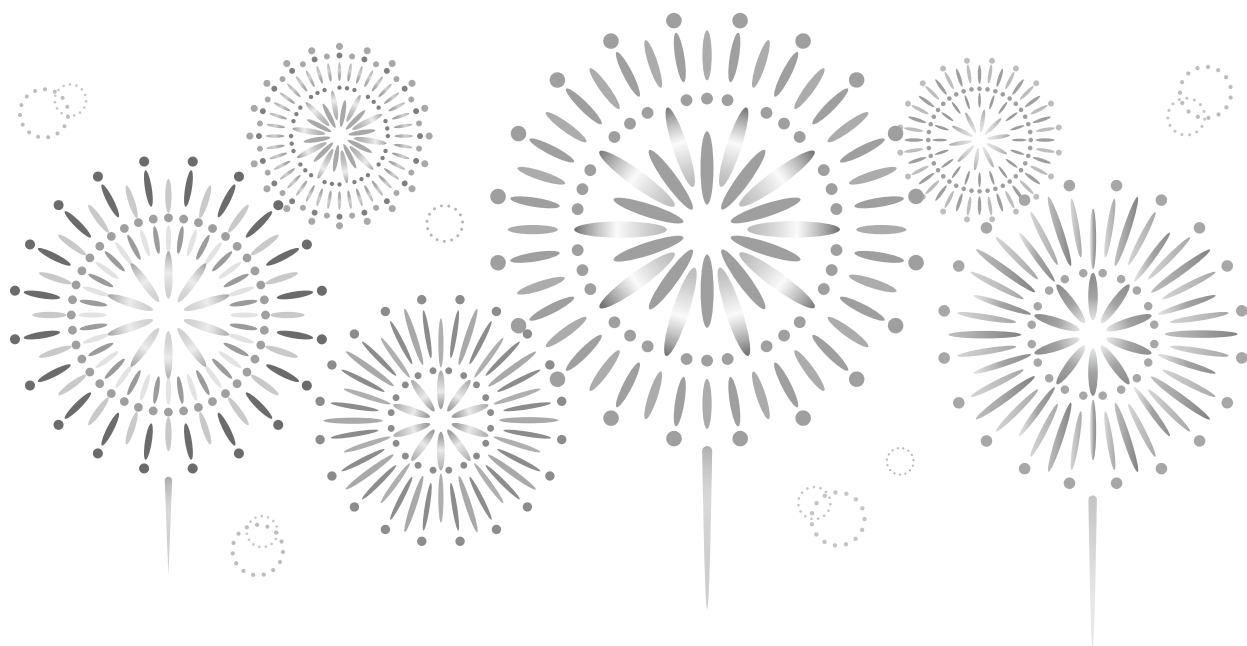
- (1) 機関誌・ホームページや行政広報誌等の活用、市民・一般への関係情報の積極的な提供等を通じて、広く浄化槽の有用性について啓発に取り組む。
- (2) 生活環境の保全と公衆衛生の向上に寄与するため、浄化槽関係業務に従事する者、浄化槽に関心を持つ市民等を対象とする水質保全、生活環境の保全をテーマとするセミナーを開催する。
- (3) 機関誌「協会たより」を発行（年 2 回）する。
- (4) 会員の業務運営に資するため、会員への情報提供（国及び県からの通知・資料、全浄連ニュース、各種国家試験、講習会等）を行う。
- (5) 県環境保健所、関係市の管轄行政機関と連携して浄化槽設置者に対する講習会を開催し、浄化槽の正しい維持管理、法定検査の必要性、法制度等についての理解を進める。

4 浄化槽機能保証事業

- (1) 浄化槽機能保証制度の有用性について、浄化槽工事業者等への啓発活動を展開し、保証制度の利用拡大と保証登録基数の増加を図る。
- (2) 機能異常が発生した浄化槽に対して、速やかに機能正常化のための保証工事を実施し、浄化槽機能保証制度及び浄化槽に対する県民の信頼を維持確保する。

5 受託斡旋等事業並びにその他事業

- (1) 全浄連による浄化槽機能保証制度の受託事務を適切に行い、浄化槽機能保証業務の円滑な運用に努める。
- (2) 全浄連が環境省と連携して推進する「二酸化炭素排出抑制対策事業補助金」の窓口業務を実施する。
- (3) 山口県・下関市と連携して、浄化槽法に基づく浄化槽管理士研修会を実施する。
- (4) 浄化槽に係る各種の証明書、資格証の交付業務を行う。



新 役 員 の 紹 介

第52回通常総会におきまして、辞任に伴う後任の理事選任決議が行われ、次の方が選任されました。

役 職	氏 名	事業所名等
理 事	山 村 満 昭	山口県廃棄物・リサイクル対策課長



協会の動き

1 浄化槽セミナーの開催

生活環境の保全と公衆衛生の向上に資するため、浄化槽の構造や機能、適正な維持管理に関する「浄化槽セミナー」を山口県環境整備事業協同組合との共催により、下記のとおり開催しました。

記

- 1 日 時 令和8年2月3日(木) 13:30～16:30
- 2 場 所 山口県健康づくりセンター（山口市吉敷下東3-1-1）第1研修室
- 3 参加者数 110名
- 4 内 容
 - ・演 題 「浄化槽技術の変遷とその能力を発揮させるための基本事項」
「災害対応や自然環境保護の観点からみた浄化槽の有効性」
 - ・講 師 岡城技術士事務所 所長 岡城孝雄 様



講演の様子

2 新事務所建設

第51回通常総会において承認いただきました本部機能強化に伴う新事務所の建設につきまして5月27日に安全祈願祭が行われ、本年12月中旬の引き渡しに向け、現在工事は予定通り順調に進んでいます。



業 務 日 誌

自 令和8年1月1日

至 令和8年7月31日

月日	会議・行事名	内 容	場 所
1	6 年始挨拶	・福島会長、山口県環境整備事業協同組合理事長ほか関係者が県環境生活部長を訪問	県 庁
	23 会員への情報提供	・協会だより（第101号）	事 務 局
2	3 浄化槽セミナー	・「浄化槽技術の変遷とその能力を発揮させるための基本事項」 「災害対応や自然環境保護の観点からみた浄化槽の有効性」 講師 岡城技術士事務所 所長 岡城孝雄 様 参加者 110 名	山 口 市 (総合保健会館)
	5 会員等への情報提供	・全浄連ニュース（第188号）	事 務 局
	24 ） 25 全浄連事務局長会議	・事業概況の報告等、R 8 研修計画等	東 京 都
	25 浄化槽の法定検査に関する全国会議	・公益財団法人日本環境整備教育センター主催による浄化槽の法定検査に関する全国会議	事 務 局 (T V 会 議)
3	25 全浄連第 60 回理事会	・2026 年度事業計画・予算について	事 務 局 (T V 会 議)
	31 人事異動	・退職者 2 名	事 務 局
4	1 人事異動	・新規採用 1 名	事 務 局
	21 全浄連関連行事	・上田勝朗氏 旭日小綬章受賞を祝う会	東 京 都
5	7 監査	・令和7年度事業及び決算	事 務 局
	11 理事会（第1回）	・第52回通常総会について	山 口 市 (防 長 苑)
		・令和7年度事業報告、収支決算報告について	
		・令和8年度事業計画及び収支予算（案）	
		・役員の選任について	
	13 総会開催通知	・第52回通常総会の開催案内を発送	事 務 局
	22 会員等への情報提供	・二酸化炭素補助事業要綱	事 務 局
	25 全浄連第 61 回理事会	・令和7年度事業報告・収支決算について	事 務 局 (T V 会 議)
		・第1回定時総会決議（案）について	
	26 山口県合併処理浄化槽普及促進協議会総会	・山口県合併処理浄化槽普及促進協議会総会で講演（事務局次長）	山 口 市
	27 地鎮祭	・本部建設地鎮祭に参加	現 地

月日	会議・行事名	内 容	場 所
6	2 第 52 回通常総会	・ 令和 7 年度事業報告及び収支決算報告	山 口 市 (防 長 苑)
		・ 令和 7 度公益目的支出計画実施報告書	
		・ 令和 8 年度事業計画及び収支予算	
		・ 役員の選任	
	4 会員等への情報提供	・ 第 52 回通常総会議案書を発送	事 務 局
		・ 全浄連ニュース (第 189 号)	
	全浄連中国地区協議会 総会	・ 令和 7 年度事業報告及び収支決算報告について	米 子 市
		・ 令和 8 年度事業方針案及び予算案について	
	25 全浄連第 14 回定時総 会	・ 令和 7 年度事業報告及び決算報告	東 京 都
		・ 令和 8 年度事業計画及び収支予算案	
		・ 役員の選任について	
	30 会員等への情報提供	・ 役員、会員名簿発送	事 務 局
		人事異動	事 務 局
7	9 大島浄化槽協会総会	・ 大島浄化槽協会総会に参加	周 防 大 島 町

浄化槽行政の動向について

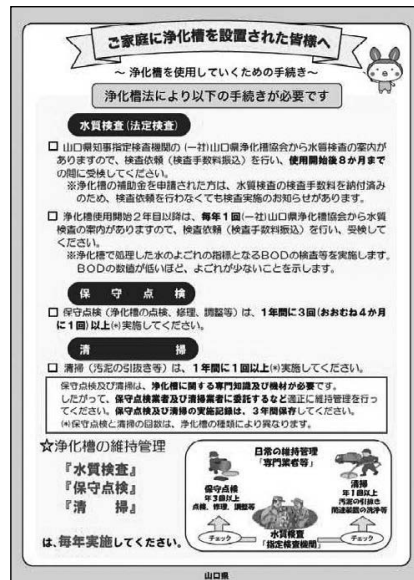
山口県環境生活部廃棄物・リサイクル対策課

1 浄化槽維持管理の徹底について

浄化槽の適正な維持管理を確保するためには、管理者に対する普及啓発が有効です。県では法定検査未受検者に対して、文書による通知を行っている他、浄化槽の維持管理に関するチラシを作成し管理者への周知を図っています。

また、環境関連イベントなど様々な機会に、啓発用ポスターやパネルを活用し、県民の皆様へ浄化槽の適正な維持管理の呼びかけを行っています。

啓発用パネル（A2サイズ、7種類）は無料で貸出しを行っていますので、希望される方は県廃棄物・リサイクル対策課（電話番号：083-933-2992）までお問い合わせください。



2 浄化槽関係の電子申請サービスについて

浄化槽保守点検業者更新申請等については、令和5年10月より「やまぐち電子申請・届出サービス」での手続きを開始しました（下関市への申請は除く）。なお従来の紙面による申請も引き続き対応しています。

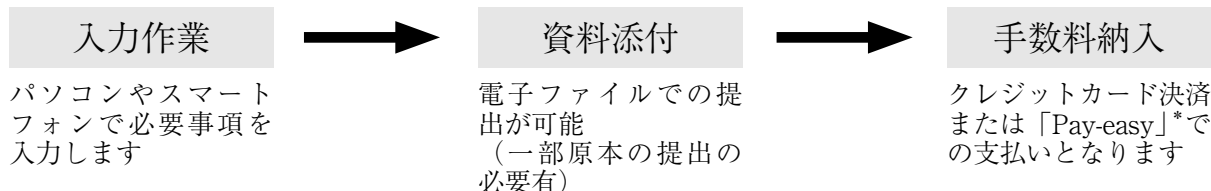
新たに電子申請が可能な申請手続き	手数料
浄化槽保守点検業者の登録・更新申請	新規：32,270 円 更新：27,230 円
浄化槽保守点検業者登録簿謄本交付請求	1 枚： 340 円
浄化槽保守点検業者登録証書換え交付申請	1,780 円
浄化槽保守点検業者登録証再交付申請	2,340 円

電子申請はこちらから手続きが可能です

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/40/20741.html>



<申請の流れ>



*「Pay-easy」（ペイジー）とは、ネットショッピングや税金などの支払いを、金融機関の窓口やコンビニのレジに並ぶことなくパソコンやスマートフォン・ATM から支払うことができるサービスです。



「やまぐち電子申請・届出サービス」では浄化槽法に基づく以下の手続きも可能です。

浄化槽使用開始報告書、浄化槽管理者変更報告書、浄化槽使用廃止届出書

※下関市及び権限委譲市（山口市、萩市、長門市、周南市）を除く。

法定検査実施状況

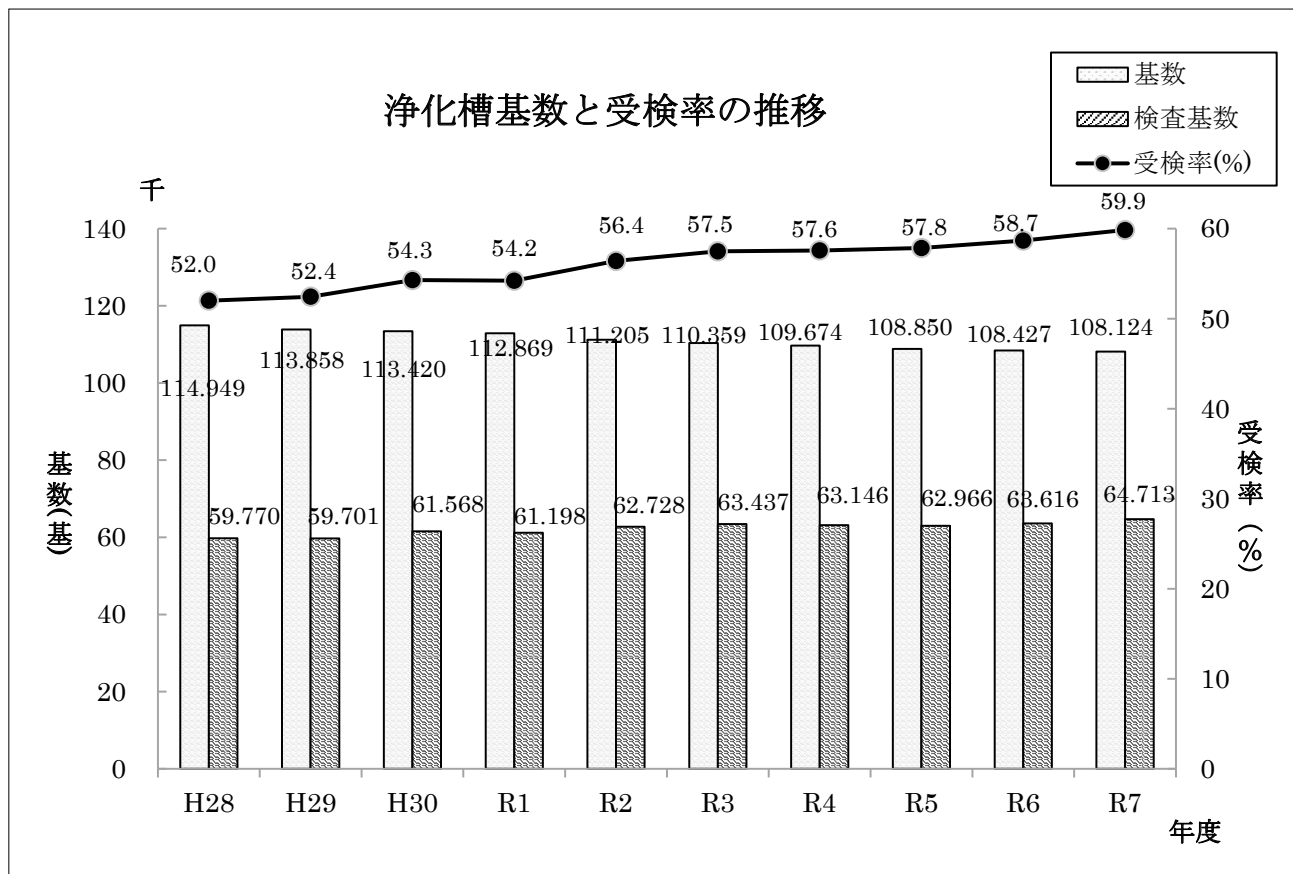
令和7年度法定検査実施状況の概要

令和7年度の検査実績は、64,713基（第7条検査 1,138基、第11条検査 63,575基）と、前年度実績63,616基から1,097基の増加となりました。

受検率は59.9%と前年度の58.7%から1.2ポイント増加しており、ここ数年間、毎年増加しています。

支部別にみますと、高い支部で90.2%、低い支部で41.2%と地域において依然として大きな開きがあり、全体の受検率の向上とともに、この格差解消が求められます。

受検率の向上に向け、行政機関では、未受検者に対する文書による受検指導をはじめ、法定検査を含めた維持管理への助成等を行っているところがあります。当協会におきましても関係者と連携の上、浄化槽管理者に対する法定検査制度への普及啓発に努めてまいりますので、引き続き、会員の皆様の御理解、御協力をお願いいたします。



法定検査実績（令和6年度、令和7年度 支部別）

支部名	令 和 6 年 度				令 和 7 年 度			
	検査対象 基数	検査実施基数		受検率	検査対象 基数	検査実施基数		受検率
		7 条	11 条			7 条	11 条	
岩 国	27,218	261	10,602	39.9%	27,100	247	10,927	41.2%
柳 井	11,120	111	5,788	53.0%	11,041	103	5,805	53.5%
周 南	8,769	85	6,490	75.0%	8,692	81	6,432	74.9%
防 府	11,359	135	6,315	56.8%	11,280	143	6,478	58.7%
山 口	9,122	152	7,256	81.2%	9,272	118	7,302	80.0%
阿 東	1,476	11	1,310	89.5%	1,463	6	1,313	90.2%
宇 部	12,889	218	8,399	66.9%	12,965	232	8,490	67.3%
美 祢	3,103	27	2,557	83.3%	3,095	20	2,542	82.8%
長 門	1,326	20	1,042	80.1%	1,316	10	1,094	83.9%
萩	4,663	41	2,655	57.8%	4,634	41	2,642	57.9%
豊 浦	6,014	48	4,624	77.7%	5,998	36	4,641	78.0%
下 関	11,368	115	5,354	48.1%	11,268	101	5,909	53.3%
合 計	108,427	1,224	62,392	58.7%	108,124	1,138	63,575	59.9%

令和7年度 法定検査実績（支部・市町別）

支 部	市 町	7 条検査			11条検査			合 計		
		検査対象 基数	検査基数	受検率	検査対象 基数	検査基数	受検率	検査対象 基数	検査基数	受検率
岩 国	岩 国 市	270	245	90.7%	26,739	10,845	40.6%	27,009	11,090	41.1%
	和 木 町	2	2	100.0%	89	82	92.1%	91	84	92.3%
	計	272	247	90.8%	26,828	10,927	40.7%	27,100	11,174	41.2%
柳 井	柳 井 市	54	49	90.7%	4,692	1,965	41.9%	4,746	2,014	42.4%
	周防大島町	20	20	100.0%	2,690	1,898	70.6%	2,710	1,918	70.8%
	上 関 町	4	4	100.0%	294	172	58.5%	298	176	59.1%
	田 布 施 町	22	22	100.0%	2,256	1,241	55.0%	2,278	1,263	55.4%
	平 生 町	8	8	100.0%	1,001	529	52.8%	1,009	537	53.2%
	計	108	103	95.4%	10,933	5,805	53.1%	11,041	5,908	53.5%
周 南	下 松 市	29	26	89.7%	1,877	1,526	81.3%	1,906	1,552	81.4%
	光 市	23	20	87.0%	2,957	1,613	54.5%	2,980	1,633	54.8%
	周 南 市	36	35	97.2%	3,770	3,293	87.3%	3,806	3,328	87.4%
	計	88	81	92.0%	8,604	6,432	74.8%	8,692	6,513	74.9%
防 府	防 府 市	129	126	97.7%	9,998	5,546	55.5%	10,127	5,672	56.0%
	旧徳地町	17	17	100.0%	1,136	932	82.0%	1,153	949	82.3%
	計	146	143	97.9%	11,134	6,478	58.2%	11,280	6,621	58.7%
山 口	山 口 市	125	118	94.4%	9,147	7,302	79.8%	9,272	7,420	80.0%
阿 東	旧阿東町	6	6	100.0%	1,457	1,313	90.1%	1,463	1,319	90.2%
宇 部	宇 部 市	158	144	91.1%	7,364	4,866	66.1%	7,522	5,010	66.6%
	山陽小野田市	92	88	95.7%	5,351	3,624	67.7%	5,443	3,712	68.2%
	計	250	232	92.8%	12,715	8,490	66.8%	12,965	8,722	67.3%
美 祢	美 祢 市	20	20	100.0%	3,075	2,542	82.7%	3,095	2,562	82.8%
長 門	長 門 市	10	10	100.0%	1,306	1,094	83.8%	1,316	1,104	83.9%
萩	萩 市	41	38	92.7%	4,435	2,531	57.1%	4,476	2,569	57.4%
	阿 武 町	3	3	100.0%	155	111	71.6%	158	114	72.2%
	計	44	41	93.2%	4,590	2,642	57.6%	4,634	2,683	57.9%
豊 浦	旧菊川町	4	4	100.0%	538	445	82.7%	542	449	82.8%
	旧豊田町	2	2	100.0%	870	789	90.7%	872	791	90.7%
	旧豊浦町	18	15	83.3%	2,864	1,860	64.9%	2,882	1,875	65.1%
	旧豊北町	15	15	100.0%	1,687	1,547	91.7%	1,702	1,562	91.8%
	計	39	36	92.3%	5,959	4,641	77.9%	5,998	4,677	78.0%
下 関	旧下関市	104	101	97.1%	11,164	5,909	52.9%	11,268	6,010	53.3%
合 計		1,212	1,138	93.9%	106,912	63,575	59.5%	108,124	64,713	59.9%

令和7年度 法定検査結果 (支部別)

7条検査

支部名	実施基数	検 査 結 果		
		適正	おおむね適正	不適正の割合
岩 国	247	203	28	6.5%
柳 井	103	76	24	2.9%
周 南	81	45	26	12.3%
防 府	143	86	44	9.1%
山 口	118	75	28	12.7%
阿 東	6	5	0	16.7%
宇 部	232	171	54	3.0%
美 祢	20	6	11	15.0%
長 門	10	7	2	10.0%
萩	41	29	12	0.0%
豊 浦	36	24	7	13.9%
下 関	101	63	31	6.9%
計	1,138	790	267	7.1%

11条検査

支部名	実施基数	検 査 結 果		
		適正	おおむね適正	不適正の割合
岩 国	10,927	7,303	2,609	9.3%
柳 井	5,805	4,451	1,123	4.0%
周 南	6,432	4,332	1,899	3.1%
防 府	6,478	3,954	2,293	3.6%
山 口	7,302	4,040	2,893	5.1%
阿 東	1,313	740	475	7.5%
宇 部	8,490	6,055	2,168	3.1%
美 祢	2,542	1,433	924	7.3%
長 門	1,094	643	401	4.6%
萩	2,642	1,780	626	8.9%
豊 浦	4,641	3,534	886	4.8%
下 関	5,909	3,777	1,791	5.8%
計	63,575	42,042	18,088	5.4%

浄化槽機能保証制度事業

本制度は平成6年から開始され、下表のとおり、登録基数は、令和3年度から4年度にかけて増加傾向となりましたが、全体的には減少傾向となっています。

工事件数は、平成27年度の49件をピークに近年は年間10～20件程度で推移しています。

保証の対象は、浄化槽設置の施工に起因した漏水や破損等の機能異常があると認められた場合となります。

なお、機能異常の原因が維持管理上の不備による場合や自然災害による場合、経年劣化による場合等は保証の対象となりませんので、ご注意ください。

また、法定検査の受検を含め、適切な維持管理を行っていることも要件となっています。

ご不明な点につきましては、協会本部までお尋ねください。

表 保証登録件数、保証工事件数等の推移（R 2～R 7年度）

区 分	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
保証登録数（基）a	353	539	427	301	325	269
新規設置数*（基）b	1,300	1,470	1,367	1,202	1,085	1,024
登録率（a/b）％	27.2	36.7	31.2	25.0	30.0	26.3
保証工事件数**	22	25	13	18	12	15

※ 当該年度に新規設置された10人槽以下の基数

※※ 当該年度に工事が実施された件数



浄化槽関係情報

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 (浄化槽システムの脱炭素化推進事業)

環境省では、「令和8年度 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（浄化槽システムの脱炭素化推進事業）」を実施しています。（公募期間は令和8年11月30日(月)まで）

詳しくは、（一社）全国浄化槽団体連合会又は当協会本部事務局にお問い合わせください。

なお、（一社）全国浄化槽団体連合会のWEBサイトに本補助金に係る交付規程、申請書類等が掲載されています。

次の各事業が補助対象となります。

(1) 最新型の高効率機器への改修事業

・30人槽以上の既設合併処理浄化槽に付帯するブロウやポンプ等の電動機器を、最新型の高効率機器に入れ替えるほか、運転時間を効率的に削減するなどして、年間消費電力量（CO₂排出量）を20%以上削減する改修事業



(2) 先進的省エネ型浄化槽への交換事業



・30人槽以上の既設合併処理浄化槽から最新の省エネ型浄化槽へ交換することによって、年間消費電力量（CO₂排出量）を48%以上削減する交換事業
・処理対象人員を減らして浄化槽を小型化することによって消費電力を削減することも対象になるので、学校など児童・生徒数が減少している施設などは特に有効

申請者の要件

※下記に該当し、全ての必要書類を提出できる浄化槽所有者が申請者となります。

- ・民間企業（個人事業主を含む）
- ・独立行政法人（国立大学法人、公立大学法人を含む）
- ・一般社団法人、一般財団法人（公益法人を含む）
- ・都道府県、市町村、特別区及び地方公共団体の組合
- ・地方自治法第260条の2第1項に基づき認可を受けた地縁による団体
- ・集合住宅・住宅団地等の自治会・管理組合など（任意団体を含む）
- ・学校法人、医療法人、社会福祉法人など
- ・法律により直接設立された法人
- ・過去に交付規程に違反したことがない者
- ・その他環境大臣の承認を経て全浄連が認める者

補助事業を検討するにあたっての注意点

1. 財産処分の制限
・この補助事業は、浄化槽で使用するブロウやポンプなどの電動機器や浄化槽本体の更新を行い、申請者（補助事業者）が今後も浄化槽を使用していく上で発生する消費電力量を削減することによって、二酸化炭素の排出量を抑制するための制度である。このため、本補助金を利用して更新した機器等は補助事業完了後、取得財産等の処分を制限する期間を経過するまで、国庫の承認なく補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付、担保に供し、または取り壊すことができないため、数年以内に浄化槽（建築物を含む）の譲渡や売却あるいは廃止や取壊しなどが予想される場合などには、特に慎重な検討が必要である。
2. 補助金の交付対象外事項について
・本補助金は単年度予算において実施されるものであり、年度を跨いで事業計画については本補助金の対象外となる。
・補助金の交付決定を受ける前に行為した物品の購入、契約を交わした経費等については、本補助金の対象外となる。
3. 不正事項の取扱いについて
・補助金に関する不正が認められた場合には、補助金の交付決定を取り消し、補助金額の返還を命ずることとする。また、補助金の不正は刑事罰の対象となる。
4. 本補助金との重複について
・（1）事業（浄化槽に付帯する電動機器の改修）と（2）事業（浄化槽本体の交換）を併せて申請することは認められない。また、平成29年度から令和7年度に実施された二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金によって機器類の更新を行った浄化槽については、本補助金を利用して浄化槽本体を入れ替え更新することは認められない。
・補助対象となる事業について、国が交付する他の補助金と重複して交付申請することはできない。但し、地方公共団体が交付する補助金については、当該地方公共団体が併用を認める場合のみ申請可能である。
5. 経理書類の保管
補助事業者は、補助事業に要した費用について他の経理と明確に区分し、その収入および支出の内容を記載した帳簿を備え、その収入および支出に関する経理書類を整理し、これらの帳簿および書類を本補助金の交付を受けた年度終了後5年間保存しておく必要に留意すること。
6. 国等が行う調査への協力
本事業の補助金の交付を受けた、または受けようとした場合、国等が本事業の適正な実施のために行う調査（住宅や事務所への立ち入りを含む）に協力する義務があり、協力を拒否した場合、補助金の交付申請の取下、交付決定の取り消し、交付済の補助金の返還請求、他の補助金事業への交付申請の制限等の措置を受ける場合があることに留意すること。

補助事業者の責務

- 補助事業の実施にあたっては、各種法令、規則を遵守し、適正に事業を実施することが求められるほか、下記のような責務が発生します。その他にも補助事業者が行うべき責務が記載されているので、公募要綱を確認してください。
- ・補助事業終了日の属する年度の終了後3年間、事業報告書を提出しなければならない。（年1回計3回、交付規程第16条）
 - ・補助事業により取得した単価50万円以上の財産について取得財産等管理台帳を備え、当該取得財産に浄化槽システムの脱炭素化推進事業で取得したものである旨を明示すること。（交付規程第8条第1項十四、様式第12）
 - ・単価50万円以上の取得財産には、15年間の処分制限が発生する。（交付規程 第8条第1項十四）
 - ・補助事業の完了後、環境省が実施する「エネルギー・起源CO₂排出削減技術評価・検証事業」において、環境省（環境省から委託を受けた民間事業者を含む）から指示があった場合には、必要な情報を提供しなければならない。（交付規程第8条第1項十七）

令和8年度版
6月配布

マンガ 内容一新！
補助金を利用して浄化槽や機器を
更新するメリットを楽しく説明



一般社団法人 全国浄化槽団体連合会

TEL：03-3267-9757

FAX：03-3267-9789

inquirydcb@zenjohren.or.jp

一般社団法人 山口県浄化槽協会

TEL：083-925-1049

FAX：083-932-3560

yamaguti-joukasou@aqua.ocn.ne.jp

全国浄化槽推進市町村協議会登録浄化槽一覧表

令和8年6月19日現在 36登録 12社

	登録番号	社 名	型 式 名	登録年月日	登録有効期限
1	1551605	(株)西原ネオ	ネオ浄化そうMC B2a-5,7,10型	H10.12.18	R8.12.17
2	2221104	(株)ハウステック	K B R1-5,7,10型	H17.12.16	R10.12.15
3	2441004	(株)ハウステック	K G R N-5,7,10型	H20.4.18	R13.4.17
4	2460804	(株)クボタ	クボタ浄化槽K J -5,7,10型	H20.8.22	R9.8.21
5	2470503	積水ホームテクノ(株)	セキスイ小型合併処理浄化槽S G C N-5,7,10型	H20.8.22	R8.8.21
6	2490704	ニッコー(株)	ニッコー小規模浄化槽浄化王-5,7,10型	H20.10.24	R11.10.23
7	2500704	ニッコー(株)	ニッコー小規模浄化槽浄化王x-5,7,10型	H20.10.24	R11.10.23
8	2570403	アムズ(株)	アムズC X F -5,7,10型	H21.10.23	R9.10.22
9	2630404	アムズ(株)	アムズC X N2-5,7,10型	H22.8.26	R13.8.25
10	2650703	フジクリーン(株)	フジクリーンC E N-5,7,10型	H24.3.1	R12.2.28
11	2680504	(株)ダイキアクシス	ダイキ浄化槽X C -5,7,10N型	H24.6.22/ H25.2.28	R11.6.21
12	2690504	大栄産業(株)	ダイエー浄化槽F D R -5,7,10型	H24.6.22/ H25.2.28	R11.6.21
13	2700603	(株)クボタ	クボタ浄化槽K X F -5,7,10型	H24.6.28	R12.6.27
14	2750602	(株)クボタ	クボタ浄化槽H S II -5,7,10型	H25.8.22	R8.8.21
15	2760402	ニッコー(株)	ニッコー小規模浄化槽浄化王N E X T -5,7型	H25.10.24	R8.10.23
16	2810802	フジクリーン(株)	フジクリーンC A -5,7,10型	H27.2.26	R10.2.25
17	2820702	フジクリーン(株)	フジクリーンC E Neco-5,7,10型	H27.2.26	R10.2.25
18	2870402	フジクリーン(株)	フジクリーンC R X II -5,7,10型	H28.10.27	R11.10.26
19	2880901	(株)クボタ	クボタ浄化槽K Z II -5,7,10型	H30.12.20	R8.12.19
20	2890301	(株)ダイキアクシス	ダイキ浄化槽X F -5,7,10型	H31.2.28	R9.2.27

	登録番号	社 名	型 式 名	登録年月日	登録有効期限
21	2900301	大栄産業(株)	ダイエー浄化槽FDP-5,7,10型	H31.2.28	R9.2.27
22	2910401	(株)西原ネオ	ネオ浄化そう CNZII-5,7,10型	H31.4.25	R9.4.24
23	2920201	アムズ(株)	アムズ AXZII-5,7,10型	H31.4.25	R9.4.24
24	2930201	(株)いえ・VISION	イビ浄化槽IBZ-5,7,10型	H31.4.25	R9.4.24
25	2940101	東洋プラント(株)	東洋プラント小型合併処理浄化槽TPZII-5,7,10型	H31.4.25	R9.4.24
26	2950101	中衛工業(株)	CHUEI OMIII-5,7,10型	H31.4.25	R9.4.24
27	2980202	フジクリーン(株)	フジクリーンCEND-5型	R1.12.19	R12.12.18
28	2990202	フジクリーン(株)	フジクリーンCENDeco-5型	R1.12.19	R12.12.18
29	3000201	(株)ハウステック	KRS-5A, 5B, 7A, 7B型	R2.2.27	R10.2.26
30	3010201	ニッコー(株)	ニッコー小規模浄化槽 水創り王-5,7,10型	R2.5.29	R10.5.28
31	3020201	積水ホームテクノ(株)	SGJ-5A, 5B, 7A, 7B型	R2.6.30	R10.6.29
32	3030000	(株)ダイキアクシス	ダイキ浄化槽XJ-5,7,10型	R6.12.19	R9.12.18
33	3040000	大栄産業(株)	ダイエー浄化槽FCHII-5,7,10型	R6.12.19	R9.12.18
34	3050000	(株)西原ネオ	ネオ浄化そうNCE-5,7,10型	R7.2.20	R10.2.19
35	3060000	フジクリーン(株)	フジクリーンCB-5,7,10型	R8.2.19	R11.2.18
36	3070000	(株)ダイキアクシス	ダイキディスポーザ対応浄化槽DSJ-5,7,10型	R8.6.18	R11.6.17

お 知 ら せ

令和 8 年度浄化槽管理士研修会のご案内

「山口県浄化槽保守点検業者登録条例」及び「下関市浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例」において、浄化槽保守点検業者は浄化槽管理士に対して研修の機会を確保することが規定されています。

当協会では山口県及び下関市からの依頼を受けて、「(一社)全国浄化槽団体連合会」方式((一社)全国浄化槽団体連合会、(公財)日本環境整備教育センター及び当協会が一体となって、テキスト、講師派遣、修了証発行までを行います。)による浄化槽管理士研修会を開催しております。

今年度の開催は下記のとおりで、当協会から、各浄化槽保守点検登録業者様には受講案内を郵送しておりますので、受講を希望される方は、ご確認のうえ手続きを行ってください。(令和6年度から修了証書は、これまでの紙媒体から、電子データでの交付となっています。)

- 1 開催日時 令和8年9月29日(火) 10時～16時(受付時間 9時30分～)
- 2 開催場所 山口県健康づくりセンター(山口市吉敷下東3-1-1)
- 3 受講料 10,000円
- 4 申込手続 以下のサイトから、申込を行ってください。
《申込サイト》
(一社)全国浄化槽団体連合会 URL <https://www.zenjohren.or.jp>
- 5 申込受付期間 令和8年7月21日(火)～令和8年9月8日(火)

令和 8 年度第 40 回全国浄化槽技術研究集会のご案内

当研究集会は、浄化槽に関する技術の向上と適正な普及促進を図ることを目的に、昭和62年から「浄化槽の日(10月1日)」の関連行事として、毎年開催されています。全国から浄化槽技術研究会会員、大学・研究機関の浄化槽研究者、浄化槽行政担当者、県・市町村の議会議員、浄化槽業界関係者が集い、浄化槽に関する研究発表・事例発表及びシンポジウムなど最新の情報の提供と、意見交換が行われます。

- 1 開催期間 令和8年10月14日(水)、15日(木)
【併催】第48回浄化槽行政担当者研究会
- 2 開催場所 広島コンベンションホール
広島市東区二葉の里3丁目5番4号 広テレビビル
- 3 主 催 公益財団法人日本環境整備教育センター
- 4 その他 詳しくは、公益財団法人日本環境整備教育センターのHPをご覧ください。
ホームページ <https://www.jeces.or.jp>

令和8年度各種講習会のご案内

※1～4は、原則、受付期間が令和8年9月以降の講習会を掲載しています。

1 浄化槽管理士講習（オンデマンド講習）

【オンライン申請受付機関】公益財団法人日本環境整備教育センター ☎ 03-3635-4882

開催地	講習期間	審査日	オンライン申請受付期間	審査会場
北海道	長期:11月5日(木)～1月20日(木)	1月27日(木)	10月15日(木)～10月21日(木)	北海道 自治労会館
	中期:12月3日(木)～1月20日(木)		11月12日(木)～11月18日(木)	
	短期:1月7日(木)～1月20日(木)		12月11日(金)～12月17日(木)	

【開催地事務局】公益社団法人北海道浄化槽協会 ☎ 011-823-4755

開催地	講習期間	審査日	オンライン申請受付期間	審査会場
千葉県	長期:12月1日(火)～2月15日(月)	2月22日(月)	11月10日(火)～11月16日(月)	一般社団法人 千葉県浄化槽協会 ☎043-246-2355
	短期:2月2日(火)～2月15日(月)		1月12日(火)～1月18日(月)	

【開催地事務局】一般社団法人千葉県環境保全センター ☎ 043-245-4222

開催地	講習期間	審査日	オンライン申請受付期間	審査会場
東京都	長期:7月29日(水)～10月13日(火)	※ 10月20日(火)	7月8日(水)～7月14日(火)	公益財団法人 日本環境整備教育センター ☎03-3635-4882
	短期:9月30日(水)～10月13日(火)		9月9日(水)～9月15日(火)	
	長期:9月3日(木)～11月18日(水)	11月25日(水)	8月13日(木)～8月19日(水)	
	短期:11月5日(木)～11月18日(水)		10月15日(木)～10月21日(水)	

【開催地事務局】公益財団法人日本環境整備教育センター ☎ 03-3635-4882

※【開催地事務局】一般社団法人東京都水環境システム協会 ☎ 03-6458-4614

開催地	講習期間	審査日	オンライン申請受付期間	審査会場
愛知県	長期:8月14日(金)～10月29日(木)	11月5日(木)	7月24日(金)～7月30日(木)	中産連ビル本館
	中期:9月11日(金)～10月29日(木)		8月21日(金)～8月27日(木)	
	短期:10月16日(金)～10月29日(木)		9月25日(金)～10月1日(木)	

【開催地事務局】一般社団法人愛知県浄化槽協会 ☎ 052-481-7200

開催地	講習期間	審査日	オンライン申請受付期間	審査会場
大阪府	長期:9月24日(木)～12月9日(水)	12月16日(水)	8月28日(金)～9月3日(木)	堺商工会議所
	中期:10月22日(木)～12月9日(水)		10月1日(木)～10月7日(水)	

【開催地事務局】一般社団法人大阪府環境水質指導協会 ☎ 072-256-1056

開催地	講習期間	審査日	オンライン申請受付期間	審査会場
福岡県	長期:12月8日(火)～2月22日(月)	3月2日(火)	11月17日(火)～11月23日(月)	九州ビル
	短期:2月9日(火)～2月22日(月)		1月19日(火)～1月25日(月)	

【開催地事務局】一般財団法人福岡県浄化槽協会 ☎ 092-947-1800

2 浄化槽設備士講習（オンデマンド講習）

【オンライン申請受付機関】公益財団法人日本環境整備教育センター ☎ 03-3635-4882

開催地	講習期間	オンライン申請 受付期間	効果評定日	開催地事務局	効果評定会場
北海道	12月23日(水)～ 2月9日(火)	12月2日(水)～ 12月8日(火)	2月16日(火)	公益社団法人北海道浄化槽協会 ☎ 011-823-4755	デ・アウネさっぽろ
福岡県	10月8日(木)～ 11月25日(水)	9月10日(木)～ 9月23日(水)	12月2日(水)	一般財団法人福岡県浄化槽協会 ☎ 092-947-1800	福岡生活衛生食品会館

3 浄化槽技術管理者講習会

開催地	講習期間	受付期間	受付機関・講習地事務局	講習会場
宮城県	12月9日(水)～ 12月11日(金)	10月26日(月)～ 11月6日(金)	公益社団法人宮城県生活環境事業協会 ☎ 022-783-8070	ホテルクレセント
東京都	2月24日(水)～ 2月26日(金)	1月12日(火)～ 1月22日(金)	公益財団法人日本環境整備教育センター ☎ 03-3635-4882	公益財団法人 日本環境整備教育センター ☎ 03-3635-4882
大阪府	11月17日(火)～ 11月19日(木)	10月5日(月)～ 10月16日(金)	一般社団法人大阪府環境水質指導協会 ☎ 072-256-1056	P L P 会館
福岡県	1月20日(水)～ 1月22日(金)	12月7日(月)～ 12月18日(金)	一般財団法人福岡県浄化槽協会 ☎ 092-947-1800	福岡生活衛生食品会館

4 浄化槽清掃技術者講習会

開催地	講習期間	受付期間	受付機関・講習地事務局	講習会場
東京都	1月26日(火)～ 2月3日(水)	10月5日(月)～ 10月13日(火)	一般社団法人日本環境保全協会 ☎ 03-3264-7935	公益財団法人 日本環境整備教育センター ☎ 03-3635-4882
			全国環境整備事業協同組合連合会 ☎ 03-6453-0607	
			全国一般廃棄物環境整備協同組合連合会 ☎ 03-5207-5795	

※ 以下5から8までの講習会は、公益財団法人日本環境整備教育センターのホームページ等にてご確認ください。

5 浄化槽清掃実務者講習会

6 コンパクト型浄化槽の清掃の実務に関する講習会

7 コンパクト型浄化槽の清掃の実務に関する講習会Ⅱ

8 モアコンパクト型浄化槽に関する講習会Ⅰ

各講習会受講に当たっての注意点及び問合わせ先

1. 浄化槽管理士講習及び浄化槽設備士講習の受講申請については、オンライン申請となります。公益財団法人日本環境整備教育センターのホームページからオンライン申請してください。その他の各講習会の受講申請書は、それぞれ講習地及び開催地の受付機関より入手してください。
2. 各講習会の日程等は、都合により変更される場合があります。
3. 各講習会とも受講申請後、申請者の都合により受講できない場合は、原則として申請書及び受講料の返還はされませんので、ご注意ください。
4. 各講習会によっては、現在予定に無い会場が追加される場合もありますので、最新の情報を公益財団法人日本環境整備教育センターのホームページでご確認いただくか、お電話にて以下までお問い合わせください。（問合せ先）

公益財団法人日本環境整備教育センター講習担当又は、各講習会の講習地及び開催地の受付機関

公益財団法人日本環境整備教育センター（〒130-0024 東京都墨田区菊川 2-23-3）

☎ 03-3635-4882 ホームページ <https://www.jeces.or.jp>

みんなの広場

窓口の向こう側

周南市 環境生活部 環境政策課
田中 智也

私は浄化槽業務を担当して、今年で2年目になります。

私は、休日によく魚釣りに出掛けます。浄化槽業務を担当するまでは、釣り場に着くと潮の流れや風向き、魚の気配ばかり気にしていました。しかし担当になってからは、海や川を見る視点が少し変わりました。

ある日、釣り場から海を眺めていると、いつもより水が澄んでいることに気づきました。足元の小魚や、それを狙う大きな魚など、海の中の様子がよく見えました。以前の私であれば「今日は釣れそうだ」としか考えていなかったかもしれませんが、今では水がきれいであることにも目が向くようになりました。

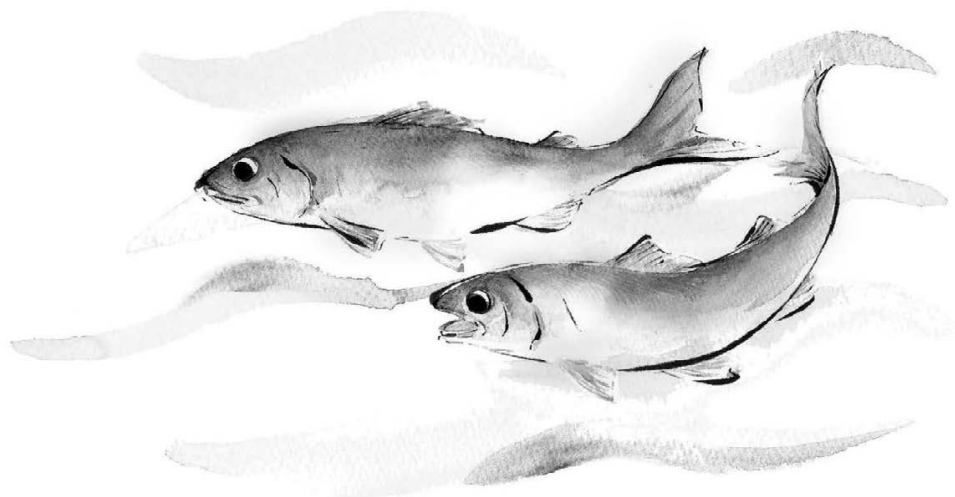
浄化槽業務では、設置や廃止に関する届出、補助金の手続き、維持管理に関する案内などを行っています。書類の確認や制度の説明が中心ですが、その先には、地域の水環境を守るという大切な目的があります。

浄化槽は、設置しただけでは十分な機能を保つことはできません。保守点検や清掃、法定検査を適切に行うことで、はじめて本来の性能を発揮します。

日々の業務では、目の前の手続きに追われ、本来の目的を見失いそうになることがあります。しかし、釣り場に行くと業務の先にある本来の目的を実感することができます。

一件一件の手続きや窓口での丁寧な説明が、すぐに目に見える変化につながるわけではありません。それでも、一人一人の適正な維持管理の積み重ねが川や海の豊かな環境を守ることにつながっています。

これからも、美しい川や海で魚釣りを続けられるよう、地域の水環境を守るという意識を大切にしながら、真摯に業務に取り組んでいきたいです。



川柳

あかまつ川柳会

太陽よ怒れ地球に正義戻るまで
美しく響く長崎の鐘ありがとう
進軍ラッパ今も聞こえる地球の各地
門出の日新しい靴高い音
危ういぞ宇宙船にはまだ乗らぬ
自分史をなぞれば恥と忍の章
こだわりも溶けて門出の海満ちる
迷彩色のテロが居座る不気味な世
あやつり人形ささり情を吹き込まれ
花筏未来へドラマ引き継がれ
相槌を打って心の波を消す
草土の香り誘われイターン
トランプの安い頭脳を買った民
ちんどん屋下手なラッパが客を寄せ
揺らぐ春午睡たゆとう夢ほのか
時々群れから出たい赤トンボ
永眠の消灯ラッパ神が吹く
ああガッカリ又も買ってきた同じ本
ペラペラと絶好調の妻の舌
赤い糸もつれた故に捨てました
十円の安さに走る別の店
介護受けそれでもジョーク言える母
適材と据えた大臣当て外れ
旬野菜安くて滋養たっぷり
光浴び春のスーツが門出待つ
選挙戦勝って滑らか早苗節
血眼で詰め放題のミカン買う
なるほどは会話途切れぬ潤滑油
人類も絶滅危惧種入れますか
ドクターストップそれでも酒が離さない

西 西 西 西 西 隆 隆 隆 隆 隆 静 静 静 静 静 関 関 関 関 関 正 正 正 正 正 宮 宮 宮 宮 宮
田 田 田 田 田 子 子 子 子 子 江 江 江 江 江 三 三 三 三 三 枝 枝 枝 枝 枝 舟 舟 舟 舟 舟
義 義 義 義 義 子 子 子 子 子 江 江 江 江 江 三 三 三 三 三 枝 枝 枝 枝 枝 舟 舟 舟 舟 舟
舟 舟 舟 舟 舟 子 子 子 子 子 江 江 江 江 江 三 三 三 三 三 枝 枝 枝 枝 枝 舟 舟 舟 舟 舟

俳句

西田義秀

- ・初物の筍もらふ糠までも
- ・春の風邪恋の病と笑いけり
- ・一斉の干拓の風麦青む
- ・田植え機に苦手あるらし田の四隅
- ・畦に立つ子らは増えたり蝌蚪散りぬ
- ・朝刊の一面カラーの春野かな
- ・花の雲朽ちる土塀の町の午後

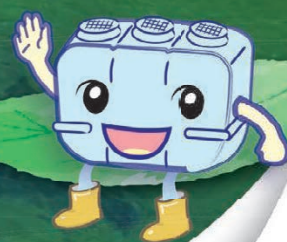


合併転換

わが町の環境を守る

合言葉

栗田光成さん（福岡県）



10月1日は浄化槽の日

私たちは水の明日を考えています

【主唱】環境省・国土交通省

浄化槽の日実行委員

（一社）浄化槽システム協会／全国浄化槽推進市町村協議会／全国環境整備事業協同組合連合会／全国管工事事業協同組合連合会／（一財）全国建設研修センター／（一社）全国浄化施設保守点検連合会
（一社）全国浄化槽団体連合会／（公財）日本環境整備教育センター／（一社）日本環境保全協会／（一社）日本空調衛生工事業協会／全国一般廃棄物環境整備協同組合連合会／（一財）日本環境衛生センター

【賛助委員】（公社）日本水環境学会

一般社団法人 山口県浄化槽協会

発行所／〒753-0054 山口県山口市富田原町1番10号 TEL 083-925-1049 FAX 083-932-3560 発行人／福島明則